

産業廃棄物処分業許可証

住 所 兵庫県尼崎市東海岸町1番地の4
名 称 浜田化学株式会社
代 表 者 代表取締役 岡野 嘉市

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

尼崎市長 稲 村 和 美



許 可 の 年 月 日 令和 3 年 3 月 27 日
許 可 の 有 効 期 限 令和 8 年 3 月 26 日

1. 事業の範囲

中間処理業（油分回収による資源化再利用）
取扱産業廃棄物の種類
①汚泥（食品関連施設から発生した油分を含むものに限る。）
②廃油（動植物性廃食用油に限る。）
③動物又は植物に係る固形状の不要物（食品関連施設から発生した油分を含むものに限る。）
以上3種類

2. 事業の用に供するすべての施設

施設の種類	加熱遠心分離施設	加熱溶解施設	廃油の油水分離施設 (加熱静置分離)
設 置 場 所	兵庫県尼崎市東海岸町1番88		
設置年月日	昭和58年10月1日	平成30年5月23日	昭和58年10月1日
処 理 能 力	動物又は植物に係る固形状の不要物 5.3m³/日	汚泥 16.9m³/日	廃油 118.5m³/日
許可年月日			令和2年12月24日
許 可 番 号			9R0201

3. 許可の条件

- (1) 中間処理施設及び付帯設備の維持管理を適切に行い、産業廃棄物の飛散、流出及び地下浸透等の発生防止に留意すること。
(2) 当該処理施設の受入基準を遵守すること。
(3) 当該処理施設又は受入基準を変更する場合は、事前に市長の承認を得ること。

4. 許可の更新又は変更の状況

昭和 61 年 8 月 13 日	新規許可	平成 23 年 3 月 27 日	更新許可
昭和 63 年 2 月 29 日	期限付与	平成 28 年 3 月 27 日	更新許可
平成 3 年 3 月 27 日	更新許可	令和 3 年 3 月 27 日	更新許可
平成 8 年 3 月 27 日	更新許可		
平成 13 年 3 月 27 日	更新許可		
平成 18 年 3 月 27 日	更新許可		

5. 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無 無